

令和7年度 松戸市中小企業振興資金利子補給金のご案内

■対象要件■

対象者・対象融資・対象外要件等は4ページ目のフローチャートをご確認ください。

■補助の内容■

(1)利子補給率

年1.0%以内(ただし、融資利率を上回らない率)

利子補給率は、申請状況により下がる場合があります。

(実績 R1 年度:0.955%、R2 年度:0.940%、R3～R6 年度:1.0%)

(2)利子補給対象期間

対象融資の初回の利子の支払い日から3年以内、かつ、令和7年1月1日から12月31日までに支払った利子(初回の利子の支払い日が令和4年1月1日以降の融資が対象です)。

(3)利子補給金の額

- ・(2)の期間に支払った利子(延滞利子を除く)に利子補給率を乗じて、融資利率で除した額。
- ・複数融資の場合、融資ごとに利子補給金額を計算し(千円未満切り捨て)、合計した額。
- ・利子補給金額は3月末に送付予定の交付決定通知により決定します。

1融資あたりの利子補給金額の計算式 (千円未満切捨。利子補給率は融資利率を上回らない率。)

$$1\text{融資あたりの利子補給金額} = \frac{\text{対象期間中の支払済み利子額} \times \text{利子補給率}}{\text{融資利率}}$$

(4)利子補給対象融資数

- ・対象資金であれば、件数に制限なく申請することができます。
- ・借換え、繰り上げ償還後の融資も補給対象です。

■申請手続■

(1)申請方法

- ・申請書類は、原則郵送でご提出ください。
- ・書類の受領連絡は致しません。また、誤送、遅配、紛失等の郵送事故について、市は責任を負いかねます。簡易書留等のご自身で配達状況が確認できる方法により送付してください。
- ・申請者による修正、再提出等が必要な場合には、市から申請者にご連絡いたします。

(2)申請受付期限 (年1回)

令和8年1月31日(土)当日消印有効 ※締切厳守。期限後は受領いたしません。

(3)提出先 〒271-8588 松戸市根本 387-5 松戸市役所商工振興課 利子補給担当宛

(4)利子補給金 交付までの流れ

R8 年 1 月(申請期限):申請者が松戸市へ、必要書類を添付のうえ、申請書を郵送

R8年3月末(予定):松戸市が申請者へ、利子補給金交付決定通知を送付(利子補給率、額の決定)

R8 年 4～5 月(予定):松戸市が申請者(各事業者)の口座に利子補給金の振込

(5)申請書類 一覧 ★がついている書式は、松戸市のホームページからダウンロードしてください。

	法 人	個人事業主
①	★利子補給金申請にかかる表紙 法人用	★利子補給金申請にかかる表紙 個人事業主用
②	★交付申請書 第 1 号様式 法人用	★交付申請書 第 1 号様式 個人事業主用
③	★交付申請書 別紙 1	
④	★交付請求書兼口座振替依頼書 第 3 号様式 ※申請者と振込先の名義が異なる場合は様式下部の申立書の記載が必要です。	
⑤	★法人情報及び個人情報の取扱いに関する同意書	
⑥	償還表(返済予定表)の写し <u>申請する融資全ての償還表の写しを添付してください。</u> ※融資の際、金融機関が発行したもの。返済期間の全期間分の写し。	
⑦	商業・法人登記 履歴事項全部証明書 (写し可、インターネット謄本可) ※発行から 3 ヶ月以内のもの	・令和6年度確定申告書 B の第一表の写し ・(青色申告の場合)青色申告決算書の写し (白色申告の場合)収支内訳書の写し 令和7年中に起業した場合 開業届の写し 令和7年中に転入した場合 確定申告書と住民票の写し
⑧	振込先口座の通帳の写し ※振込先金融機関・支店名・口座名義(カナ)・口座番号が確認できるもの	
⑨	★アンケート(可能な限りオンライン回答をお願いいたします)	
	以下は該当する方のみ必要な書類です。	
⑩	みずほ銀行・三井住友銀行から借入れた融資を申請する場合 ★元利金支払証明書【金融機関が発行】	

※提出された書類は返却しません。必要に応じてコピーをご用意ください。

■留意事項■

■県制度融資「創業資金」、日本政策金融公庫「創業関連融資」について

- ・初回利子支払い日が令和5年1月1日以降の融資は、**特定創業支援等事業の証明書**の取得が必要です。
- ・**創業後5年未満に借入れた融資のみが対象**です。

■(同時申請)令和7年度松戸市創業者保証料補助金

- ・**特定創業支援等事業の証明書**の発行を受け、千葉県制度融資「**創業資金(一般枠)**」を借入れた方に保証料を補助します。
- ※経験・資格枠は対象外です。利子補給と同じ期間受け付けております。

■(申請終了)松戸市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金

- ・セーフティネット資金や新型コロナウイルス感染症対応特別資金について、補給期間満了のため、令和6年度をもちまして終了いたしました。

■申請に係る留意事項■

- **1事業者1申請書です。(複数の対象融資を受けていても、1申請書に記入)**
- **時間に余裕を持った早めの申請をお願いいたします。**
 - ・重大な不備がある場合は、申請を受理できない場合があります。12月中のご申請をお勧めしています。
 - ・今回の申請期限の令和8年1月31日は土曜日のため、消印が2月になる場合があります。その場合は受理できませんので、月末投函の場合は松戸郵便局・松戸南局の窓口時間内にお持ち込みされることをお勧めいたします。
- **本補助金は、3年間の利子の補助を約束するものではありません。**
 - ・毎年度の予算措置に基づく補助金であり、3年間の利子の補助を約束するものではありません。また、補助内容が変更になることもあります。
 - ・令和8年度の実施の有無は、令和8年4月に松戸市ホームページで公表します。
- **本補助金は、補給停止・対象外要件がございます。**
 - ・30日以上の**延滞**・**市外移転**・**代位弁済**・**廃業**のどれか1つでも当てはまる場合は補給停止となります。
 - ・市税の滞納がある場合も対象外となります。速やかにお支払ください。
(分納誓約も滞納扱いとなります)

■問い合わせ■

松戸市 経済振興部 商工振興課 利子補給担当
所在地:松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル 4階
電話:047-711-6377 FAX:047-366-1550
(郵送先住所とは異なります。ご注意ください)

令和7年度 松戸市中小企業振興資金利子補給金 申請可否チャート

●松戸市の利子補給金の申請ができるか確認するチャートになります。

★スタート

○対象者
松戸市内の事業者ですか？
(法人)本店登記が松戸市
(個人)住民票住所、事業所両方が松戸

松戸市に本店登記
をしています！

はい

○融資の期間・利子の支払い
償還期間が3年(36回払い)以上の融資
を借りていますか？
また、初回の利子支払日がR4/1/1以降で
今年(R7/1/1～R7/12/31)
の間に利子を支払っていますか？

返済期間5年間で
す

はい

○対象融資
下記の対象融資を借りていますか？
(千葉県制度融資)
事業資金/小規模事業資金/挑戦資金
事業承継資金/
★ちばSDGsパートナー支援資金
★事業承継特別資金/★事業継続強化資金
★が付いている3資金は初回の利子の支払い日
がR4/4/1以降のものに限る
※創業資金
※経営力強化資金
(日本政策金融公庫)
マル経融資
コロナマル経(国の利子補給を受けていない)
※創業関連融資

信用保証書を見たら
事業資金と記載されています！

はい

○対象外要件
下記にはすべて非該当ですか？
①松戸市税を滞納していない
②融資を30日以上延滞していない
③代位弁済をしていない
④市外移転していない
⑤廃業していない

どれも当てはまらない
ですね！

はい

申請可能

いいえ

いいえ

(法人)市内に支店があっても
本店登記が市外の場合は対象外です
(個人)住民票が市内でも事業所が市外、または
事業所が市内でも、市外に住民票を置いている
場合は対象外です

3年未満(36回未満)の短期の融資は
対象外となります。
また、R4年以前に初回の利子を支払
った融資や今年利子を払っていない
場合も対象外です

セーフティネット資金、銀行独自のローン
感染症・物価高等対応伴走支援資金、
一般貸付等の、対象としていない融資は
補給対象外となります。

いいえ

はい ※がついている資金
を借りている

○創業系融資を借りている場合
千葉県制度融資 創業資金
日本政策金融公庫 創業関連融資
を借りている場合、
「特定創業支援等事業」の証明書
の交付を受けていますか？

特定創業支援の
証明書の交付を
受けている

はい

経営力強化保証
or
普通保証

○経営力強化資金を借りている場合
R5/3/31以前に実行された「経営力強化保証」が付された資金、
もしくはR6/8/9以降に実行された「普通保証」が付された資金(一般枠)
ですか？

申請できる場合は
QA等を確認の上、
期限内に申請しま
しょう！

松戸市へ利子補給申請時に
証明書の交付を受けていなければ
対象外です。
※融資実行後に証明書の交付を
受けた場合は対象となります

いいえ：創業系の融資だが証明書の交付を受けていない

いいえ

経営安定関連保証が付されている
市町村認定枠の場合が対象外です

経営安定関連保証
が付されている



※特定創業支援
詳細